

令和5年度 第2回 藤枝市子ども・子育て会議

日時：令和5年10月16日（月）

午後2時00分～

場所：藤枝市役所 庁舎別棟第1会議室

所管：藤枝市健康福祉部こども未来応援局こども課

議事次第

1 開会

2 委員長挨拶

3 こども未来応援局長挨拶

4 出席委員確認及び議事内容確認

5 議事

【協議事項】

- (1) 第2期ふじえだ子ども・子育てスマイルプラン21の中間見直しについて・資料1
- (2) (仮称) 藤枝市こども基本条例の素案について・・・・・・・・・・・・資料2
- (3) 特定地域型保育事業の認可・確認について・・・・・・・・・・・・資料3

6 報告事項

7 その他

次回：第3回藤枝市子ども・子育て会議

令和6年1月を予定

第2期ふじえだ子ども・子育てスマイルプラン21の中間見直しについて

1 計画の概要について

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づき策定した、幼児教育・保育施設、放課後児童クラブの待機児童解消に向けた取組等を推進するためのものであり、幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期を基本的事項として定めているものである。

2 中間見直しの考え方・経緯について

国の基本指針に基づき、「教育・保育給付認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合、又は地域子ども・子育て支援事業の利用状況や利用希望が、量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画期間の中間年を目安に、必要な場合には計画の見直しを行う。」こととされている。

このため、現計画（令和2～6年度までの5カ年）の中間年となる令和4年度に見直しを検討したもの、特殊要件である新型コロナウイルス感染症の今後の影響により、特に出生数及び保育ニーズを把握することが困難であるため、次年度以降に見直しを検討することとした。

※「量の見込み」は、「推計児童数」に「潜在家庭類型」と「利用意向率」を乗じて算出する。

【参考】令和4年3月18日発出の内閣府子ども・子育て本部参事官事務連絡

『新型コロナウイルス感染症等の影響により、平常時の実績（今後の利用ニーズを含む）の想定が困難であって、令和4年度に中間年見直しが必要かどうかの判断ができない場合、必ずしも当該年度に見直しを行う必要はなく、令和5年度以降に必要に応じて実施していただきたい。』

3 中間見直しの実施について

今年度、以下の理由から中間見直しを実施しないこととしたい。

- ①令和4年度の実績値においても、依然として新型コロナウイルス感染症の影響を受けており、令和4年度を含む過去3年間の実績からも平常時の実績（今後の利用ニーズを含む）想定が困難であること。
- ②県（担当：こども未来課）との協議の結果、見直しの要否については、市町の事情を踏まえ判断することが可能であること。

4 今後について

次期（第3期）計画の策定時に、「量の見込み」等の分析し、既存施設の認定こども園化や利用園児数に即した定員減少等を反映する。また、放課後児童クラブの利用見込み、整備量や、地域子ども・子育て支援事業の実施計画に記載された事業の内容変更等も反映する。

計画名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
【現】スマイルプラン						第5年度		中間見直しを予定していた範囲			
次期スマイルプラン						次期計画の策定作業	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度

「(仮称) 藤枝市こども基本条例」の素案について

(健康福祉部 こども未来応援局 こども課)

1 要旨

平成6年に国が批准した「子どもの権利条約」及び本年4月施行の「こども基本法」を鑑み、市全体で子どもの成長を支え、権利を保障するなど、子どもが安全・安心で健やかに成長するため、子どもや若者等の意見を集約した理念条例を新たに制定し、子どもにやさしいまちづくりをさらに推進する。

2 条例素案の概要

(1) 特長

「子どもにやさしいまちづくりの推進」を柱に、「こども本位」として尊厳を守り、すべての子どもを尊重し、子どもの権利や、保護者、市、学校等、地域及び事業者の責務を明らかにするとともに、子どもに関する施策の基本となる事項等を定め、子どもたちが安全かつ安心して健やかに育ち、子どもにやさしいまちの実現を目指す。

(2) 概要

項目	主な内容等
前文	本市の姿勢や子どもの権利に関することなど、基本的な考え方
第1章 総則	条例制定の目的や定義
第2章 子どもの権利の保障	子ども権利条約に基づき保障されなければならない権利
第3章 子どもの権利を保障するための責務	保護者、市、学校等、地域、事業者、子どもに関わる大人の責務
第4章 <u>子どもにやさしいまちづくりの推進</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・市として、「こども本位」の環境づくりや、健やかな成長・切れ目のない包括的な支援を推進 ・誰ひとり取り残されない教育の推進 ・こども施策を推進するため、関係分野との連携等の実施と、子どもや子育て当事者等の意見聴取の義務 ・子どもの虐待、体罰、いじめの防止、貧困対策、子どもの居場所づくりを推進 ・子どもの意見表明や社会参加の推進 ・多様性の尊重
第5章 市民への周知・啓発	子どもの権利に関する市民に理解を深めるための周知・啓発
第6章 施策の評価	こども施策等についての評価・検証等
第7章 権利侵害の救済	子どもの権利侵害からの救済
第8章 雜則	条例の施行に必要な事項を別に定める

3 策定スケジュール（案）

○外部有識者（子ども・子育て会議）にて条例素案の審議	10月16日
○市議会（常任委員（協議）会）へ条例素案の説明	10月中旬
○条例案・パブリックコメント実施の決定（行政経営会議）	10月23日
○市議会（全員協議会）へ条例案・パブリックコメント 実施を説明	11月10日
○パブリックコメントの実施	11月21日 ～12月15日
○パブリックコメント結果報告（行政経営会議）	12月20日
○市議会（タブレット配信）へパブリックコメント結果報告	12月下旬
○外部有識者（子ども・子育て会議）へパブコメ結果報告	1月
○条例完成	1月末
○ <u>議案上程2月定例月議会</u>	
○外部有識者（子ども・子育て会議）へ報告	3月
○条例公布	3月
○施行	4月1日

4 県内市町の制定状況

- 富士市（R 4.10. 1 施行）計1市町 ※こども基本法施行後の制定は無し

参考全国の策定状況：64自治体（R 5.5月現在）

※子どもの権利条約総合研究所調べ

藤枝市こども基本条例【素案】

こどもは、次代を担うかけがえのない存在であり、計り知れない可能性を秘めた宝であります。

全てのこどもは、貴重な社会の一員であり、一人一人が異なる環境の中で育ち、権利の主体として尊重されなければなりません。そのこども一人一人に「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」が保障されるよう、こどもの成長に関わる全ての市民が連携、協働してこどもに寄り添い、誰一人取り残されることなく、将来へ希望をもって、心と体が健やかに育つ環境づくりを推進する必要があります。

さらに、こども自身がこれらの権利を知り、行使し、守られることで、権利が尊重され、こどもにやさしいまちの実現につながっていきます。

藤枝市は、豊かな自然に育まれ、安全で安心、便利な生活が送れる魅力あるまちを整備してきました。特にこども政策に関しては官民が一体となり、次代を担うこどもたちの健やかな成長を切れ目なく丁寧に支えてきています。

今を生きるこどもたちが、夢と希望を抱きながら幸せに暮らし、心身ともに健やかに成長することは切なる願いであります。その成長を市民全体で相互に連携、協働して支え、明るい未来へ導き、生まれ育ったこのまちにいつまでも住み続けたいと思えるよう、こどもにやさしいまちを目指し、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、全てのこどもを尊重し、こどもの権利並びに保護者、市、学校等、地域住民等及び事業者（以下「市等」という。）の責務を明らかにするとともに、こどもに関する施策の基本となる事項等を定めることにより、こどもたちが安全に、かつ、安心して健やかに育つまち、こどもにやさしいまちを実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) こども 18歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが

適当と認められる者をいう。

- (2) 若者 中学生年代から40歳未満の者をいう。
- (3) 保護者 親及びこどもを現に養育する者をいう。
- (4) 学校等 学校、幼稚園、保育所、認定こども園その他こどもが学び、育つための施設並びにこれらの関係者及び組織をいう。
- (5) 地域住民等 こどもが生活する地域の住民及び団体をいう。
- (6) 事業者 市内に事務所又は事業所を有し、事業を営む全ての事業者及び団体をいう。
- (7) 関係機関 他の地方公共団体、警察、医療機関等をいう。

第2章 こどもの権利の保障

(安心して健康に生きる権利)

第3条 こどもは、安全に、かつ、安心して健康に生きるために、次に揚げることが保障されなければならない。

- (1) 命が守られ、尊重されること。
- (2) 愛情と理解をもって大切に育まれること。
- (3) 差別又は不当な扱いを受けないこと。
- (4) 虐待、体罰、いじめなどあらゆる暴力を受けないこと。
- (5) 健康が保たれ、適切な医療を受けられること。

(自ら守り、守られ、育まれる権利)

第4条 こどもは、自分を守り、又は自分が守られ、若しくは育まれ、健やかに成長するため、次に揚げることが保障されなければならない。

- (1) 学び、遊び、及び心身ともに休息することができること。
- (2) 文化、芸術及びスポーツに触れ、親しむこと。
- (3) 社会全体から必要な支援を受けられること。
- (4) 成長が妨げられる状況から保護されること。
- (5) 悩み又は困りごとについて、相談をし、又は助言その他必要な支援を受けられること。

(個性が尊重され自分らしく生きる権利)

第5条 こどもは、その個性が尊重され、自分らしく生きるために、次に揚げることが保障されなければならない。

- (1) 自分の存在を認められ、個性が尊重されること。
- (2) 自分の考えを年齢、成長及び発達に応じて自由に表現し、尊重されること。

(3) プライバシー及び名誉が守られること。

(社会に参加する権利)

第6条 こどもは、自分に関わることについて意見を述べ、社会に参加するためには、次に掲げることが保障されなければならない。

(1) 自分の意見を表明する機会が与えられ、その意見が尊重されること。

(2) 参加に当たって、必要な知識や情報を得るための支援が受けられること。

(3) 自由に仲間を作り、集い、及び活動すること。

第3章 こどもの権利を保障するための責務

(保護者の責務)

第7条 保護者は、こどもの養育及び権利の保障について最も重要な責任があることを認識し、必要に応じて市等に相談し、支援を求め、こどもの年齢及び発達に応じた養育に努めるものとする。

2 保護者は、こどもが自らの権利を正しく理解し、自らの権利と同様に、他者の権利を尊重できるよう支援に努めるものとする。

3 保護者は、こどもとともにいる時間を大切にし、こどもが健やかに育つよう努めるものとする。

(市の責務)

第8条 市は、こどもの権利を保障するため、保護者、学校等、地域住民等及び事業者と連携、協働して、こどもに関する施策を推進するものとする。

2 市は、保護者、学校等、地域住民等及び事業者がそれぞれの責務を果たすことができるよう、必要な支援を行うものとする。

(学校等の責務)

第9条 学校等は、こども一人一人の発達に応じて、こどもが主体的に学び、健やかに育つことができる環境をつくるとともに、必要な支援に努めるものとする。

2 学校等は、こどもが自らの権利を理解し、他者の権利を尊重し、ともに学ぶことのできるよう、必要な支援に努めるものとする。

3 学校等は、こどもが成功や失敗その他様々な経験を通して成長できるよう、適切な支援に努めるものとする。

(地域住民等の責務)

第10条 地域住民等は、市及び学校等と協働してこどもが安全に、かつ、安心して豊かな心と体を育むことができる環境づくりに努めるものとする。

(事業者の責務)

第11条 事業者は、保護者である従業員が子育てと仕事を両立できるよう、子育てしやすい職場の環境づくりに努めるものとする。

2 事業者は、ともに働く従業員の子育てに対する理解を深め、意識向上に努めるものとする。

第4章 こどもにやさしいまちづくりの推進

(「こども本位」の環境づくりの推進)

第12条 市は、保護者、学校等、地域住民等、事業者及び関係機関と協働して、こどもが健やかに育つ環境づくりや、こどもの気持ちを受け止め、こどもの権利が尊重されるやさしいまちづくりを推進するものとする。

(健やかな成長の支援)

第13条 市は、この条例に基づくこどもに関する施策を推進するため、計画を定め健やかな成長に必要な支援をするものとする。

(切れ目のない包括的な支援)

第14条 市は、妊娠婦から若者まで一貫した包括的なきめ細やかで切れ目のない伴走型支援を推進するものとする。

(誰一人取り残さない教育の推進)

第15条 学校等は、全てのこどもたちが誰一人取り残されることなく、ともに教育を受け、一人一人が夢や希望を持ち、生き生きと学び、健やかに育つ環境づくりに努めるものとする。

(こどもに関する施策の推進)

第16条 市は、こどもに関する施策の幅広い展開及びより一層の充実を図るために、医療、教育、福祉等の分野との連携及び調整を図りつつ、総合的かつ計画的に施策を推進するものとする。

2 市は、こどもに関する施策の推進に当たっては、こどもや保護者等の意見を聴くものとする。

(虐待及び体罰の防止)

第17条 市等は、虐待及び体罰を防止及び予防するために必要な対策を講じるとともに、関係機関と連携し、虐待及び体罰の防止及び早期発見に努めるものとする。

2 市は、虐待及び体罰の連絡があった場合は、虐待及び体罰を受けたこどもを適切かつ速やかに守るため、関係機関等と情報を共有、協働して必要な支援を

行うものとする。

3 関係機関等は、虐待及び体罰を受けたこどもに対し、こどもが施設等に保護され、又は入所している間においてもこどもの権利が保障されるよう努めるものとする。

(いじめの防止)

第18条 市等は、いじめの防止及び早期発見に努めるものとする。

2 市は、いじめを受けたこどもを適切かつ速やかに守るため、関係する団体等と連携して、必要な支援をするものとする。

3 学校等は、いじめを受けたこどもを適切かつ速やかに守るため、積極的に解決に努めるとともに、必要な支援に努めるものとする。

(貧困の防止)

第19条 市等は、こどもが安心して健やかに成長し、及び発達するために、こどもの貧困防止に取り組むものとする。

(子どもの社会参加・意見表明)

第20条 市等は、こどもが社会の一員として自分の考えや意見を表明するなど、社会に参加する機会を設けるよう努めるものとする。

2 市は、こどもに関する施策について、こどもが意見等を表明し、参画する機会を確保するものとする。

3 学校等及び地域住民等は、学校等の行事や地域活動において、こどもが意見等を表明し、参画する機会の確保に努めるものとする。

(子どもの居場所づくり)

第21条 市等は、こどもが自分らしく安心して過ごすこと及び様々な体験を通して、豊かな人間性を育むことができる居場所づくりに努めるものとする。

2 市等は、こどもの居場所づくりに当たって、豊かな自然や様々な人と触れ合い、多様な体験ができるよう助言又は必要な支援に努めるものとする。

(多様性の尊重)

第22条 市等は、こどもが国籍、性別、宗教、障害等を理由としたあらゆる差別等を受けることがないよう、その多様性を尊重するものとする。

2 市等は、こどもに対し、偏見に基づくあらゆる差別その他不当な扱いが生まれないよう、その多様性に対する理解を深め、広めるよう努めるものとする。

第5章 市民への周知・啓発

(市民への周知・啓発)

第23条 市は、子どもの権利に関する市民の理解を深めるため、必要な周知及び啓発を行うものとする。

第6章 施策の評価

(報告)

第24条 市は、子どもの権利を守り、子どもに関する施策の充実を図るため、子どもに関する施策等の推進状況について藤枝市子ども・子育て会議に報告するものとする。

(評価・検証)

第25条 藤枝市子ども・子育て会議は、子どもに関する施策等の推進状況について、評価及び検証をし、その結果を公表するものとする。

第7章 子どもの権利侵害からの救済

(子どもの権利侵害からの救済)

第26条 市は、子どもの権利侵害に関する相談又は救済について、保護者、学校等、地域住民等、事業者及び関係機関が連携を図るとともに、子どもの特性及び権利侵害の実情に配慮し対応するものとする。

第8章 雜則

(その他の事項)

第27条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、 年 月 日から施行する。

地域型保育事業所の認可・確認について

1 地域型保育事業とは

子ども・子育て支援新制度において創設された制度で、3歳未満児の保育を実施する利用定員が19人以下の施設・事業である。

認可基準は、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき市が認可する。

※事業所内保育事業は、利用定員の上限はない。

(1) 施設設備・職員配置基準

事業名	定員	保育従事者 資格	職員配置 (乳幼児：保育従事者)	面積基準 (乳幼児一人あたりの面積)
家庭的保育事業	5人以下	家庭的保育者	0～2歳 3：1	0～2歳 3.3m ² 以上
小規模保育事業 A型	6人以上 19人以下	保育士	0歳 3：1 1～2歳 6：1	0～1歳 3.3m ² 以上 2歳 1.98m ² 以上
小規模保育事業 B型	6人以上 19人以下	保育士 1/2以上	0歳 3：1 1～2歳 6：1	0～1歳 3.3m ² 以上 2歳 1.98m ² 以上
小規模保育事業 C型	6人以上 10人以下	家庭的保育者	0～2歳 3：1	0～2歳 3.3m ² 以上
居宅訪問型 保育事業	1人	家庭的保育者	0～2歳 1：1	基準なし (家庭で保育するため)
事業所内保育 事業	1人以上 (地域枠の子ども)	保育士	0歳 3：1 1～2歳 6：1	0～1歳 3.3m ² 以上 2歳 1.98m ² 以上

2 子ども・子育て会議の役割

子ども・子育て支援法第43条第3項の規定により、市町村が地域型保育事業の確認をする際には、子ども・子育て会議において「利用定員の設定」に関して意見を聞くこととされている。

3 認可事務の流れ

事業者から提出された認可申請書類を基に、職員が現地審査を実施し、運営責任者への聞き取り調査及び設備基準・職員配置を確認する。



4 確認の変更協議【利用定員の変更】

(1) 変更予定施設の概要

No	施設類型	施設名称	申請者	保育定員	所在地
①	小規模保育 A型	古民家保育園 かえるの家	かえるの家	19人	末広 4-6-2
②	小規模保育 A型	風の子の家	風の子の家	12人	岡部町三輪 1301-13

(2) 変更内容

国家戦略特別区域において実施していた措置を、子どもの保育の選択肢を広げること、3歳で再度保育所等の申込みを行う必要がある保護者の負担軽減を図ることを目的に国が全国的に実施することを可能とした。

対象は、6人以上19人以下の小規模保育施設（小規模A型・C型）であり、本市では小規模保育A型の2施設が実施の意向を示し、令和5年度から3歳以上児の保育を実施するにあたり、利用定員を改めて設定する必要があることから、下記のとおり確認の変更申請を行う。

① 古民家保育園かえるの家

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
変更前	3人	8人	8人				19人
変更後	3人	<u>3人</u>	<u>3人</u>	<u>3人</u>	<u>3人</u>	<u>4人</u>	19人

② 風の子の家

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
変更前	0人	6人	6人				12人
変更後	3人	<u>3人</u>	<u>3人</u>	<u>3人</u>	<u>3人</u>	<u>3人</u>	18人

5 安全性の担保

3歳未満児と以上児では活動内容や時間、工作道具などそれぞれ異なることから安全に保育するために国に示されている下記事項の取組を実施事項として別に提出してもらい、安全性を担保している。

- (1) 3歳以上児と3歳未満児で活動の場所や時間が重ならない取組内容
- (2) 3歳未満児の安全部面に配慮しつつ保育に必要な素材や用具の配置の仕方や活用方法
- (3) 保育士の体制や役割分担の明確化と適切な保育を提供できるような職員配置
- (4) 3歳未満児の食事や午睡等の生活が安定的・衛生的な環境下を保つための取組内容
- (5) 3歳以上児が同年代の子どもとの交流や遊びを体験できる取組内容